

令和3年12月17日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

司法書士・税理士による「相続・贈与・成年後見ワストップ[®] 無料相談会」

2 開催日時及び会場

(1) 長野会場

日時：令和3年11月24日（水）13時30分～16時30分

会場：長野市生涯学習センター（TOiGO）第1, 2, 3, 5, 6 学習室

(2) 上田会場

日時：令和3年11月24日（水）13時30分～16時30分

会場：上田商工会議所5階ホール

(3) 佐久会場

日時：令和3年11月25日（木）13時30分～16時30分

会場：佐久平交流センター第2, 第4, 第5 会議室

(4) 松本会場

日時：令和3年11月25日（木）13時30分～16時30分

会場：松本商工会館302, 303, 603, 605, 606 会議室

(5) 諏訪会場

日時：令和3年11月25日（木）13時30分～16時30分

会場：下諏訪商工会議所会館2階第1～3号室

(6) 伊那会場

日時：令和3年11月25日（木）13時30分～16時30分

会場：伊那公民館2階 第4, 第5, 第6 研修室

(7) 飯田会場

日時：令和3年11月25日（木）13時30分～16時30分

会場：飯田市勤労者福祉センター第1, 第2 研修室,
第1, 第2 視聴覚室, 第1 和室

3 開催趣旨

昨今、社会問題化している、所有者不明土地問題、空き家問題の対策のために、令和3年4月28日に相続登記の義務化を定める法律が公布され、令和6年4月1日に施行されることが先日発表されました。相続人が相続の開始を知り、かつ、所有権を取得したと知った日から3年以内に相続登記を申請する必要がある事に加えて、本法は、法律が施行される前に既に相続が発生しているケースについても、施行日から3年以内に相続登記を申請する必要がある、

今後、不動産の相続登記の専門家である司法書士には、一層重要な役割が求められてきます。

また、平成25年度の相続税法改正により、基礎控除が大幅に下げられたことにより、相続税の申告を行う必要があるケースが増え、相続税の申告を専門に行っている税理士にも重要な役割が求められてきています。

そのため、司法書士が、相続登記の相談・事件受託をするにあたり、相続税の申告が必要なケースにおいては、税理士と連携を取ることも重要であり、司法書士・税理士が一度に相談を受けることでワンストップ相談が可能となります。

また、平成12年に施行された成年後見制度が市民の中に浸透してきており、身内が認知症になり通帳等金銭の管理ができていない、などの事情がきっかけとなって成年後見制度の利用を検討したいという相談も増えています。

そこで、相続や贈与に関する各種手続、成年後見制度に対する市民の悩みをワンストップで解決できる相談会を関東信越税理士会長野県支部連合会、長野県司法書士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部の3団体が協力して開催いたしました。

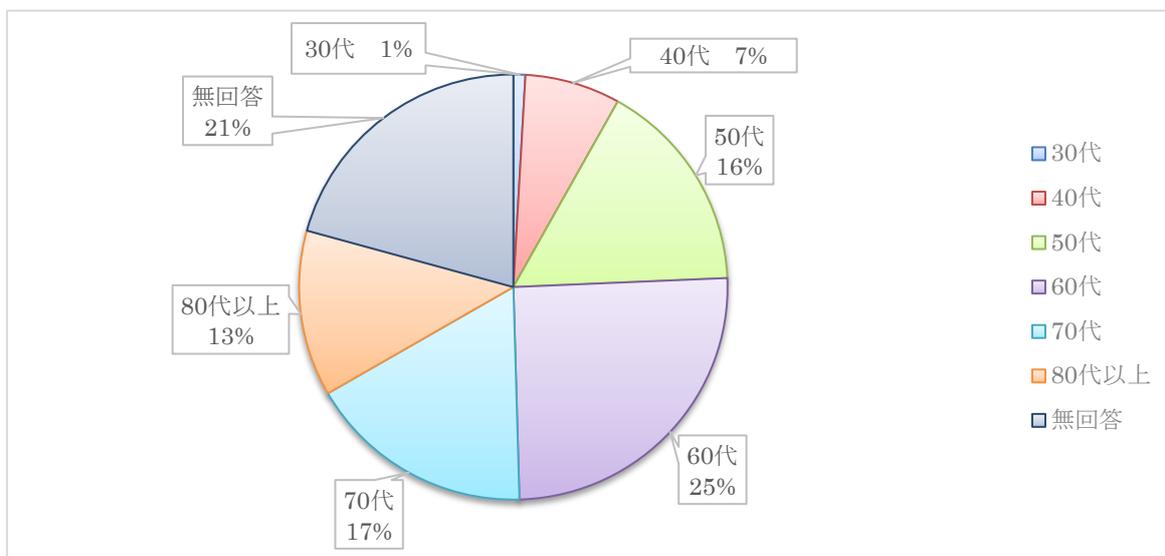
4 相談件数

合計 111件（78件）*括弧内は前年度実績

内訳 長野24件（12件） 上田24件（6件） 佐久21件（14件）
松本16件（18件） 諏訪10件（7件） 伊那 9件（8件）
飯田 7件（13件）

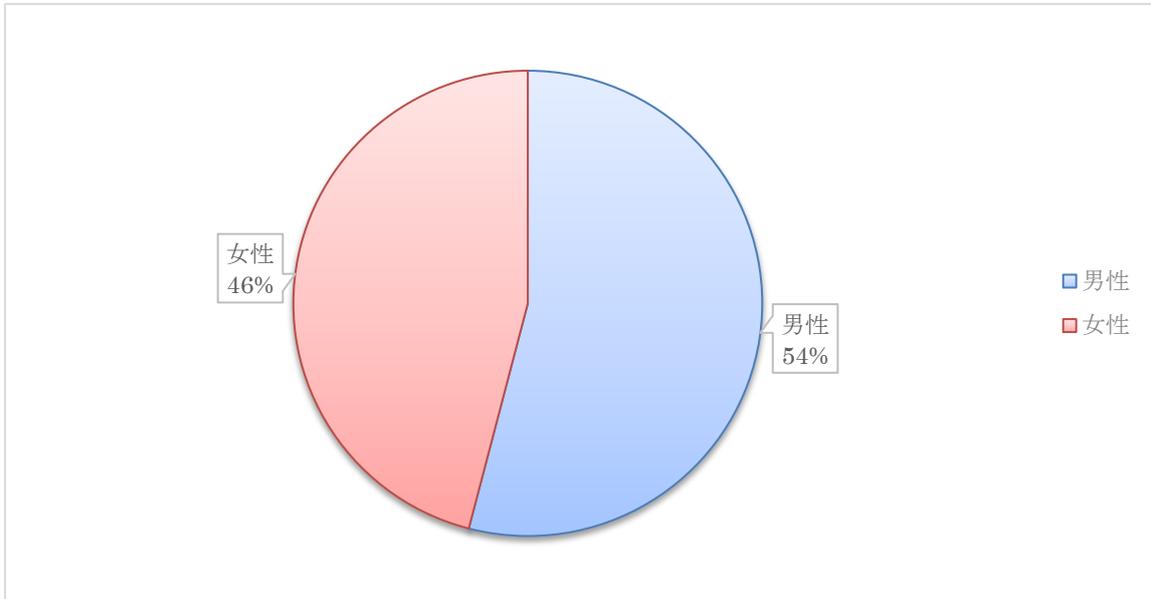
(1) 年代

30代 1人 40代 8人 50代 18名 60代 28人
70代 19人 80代以上 14人 無回答 23人



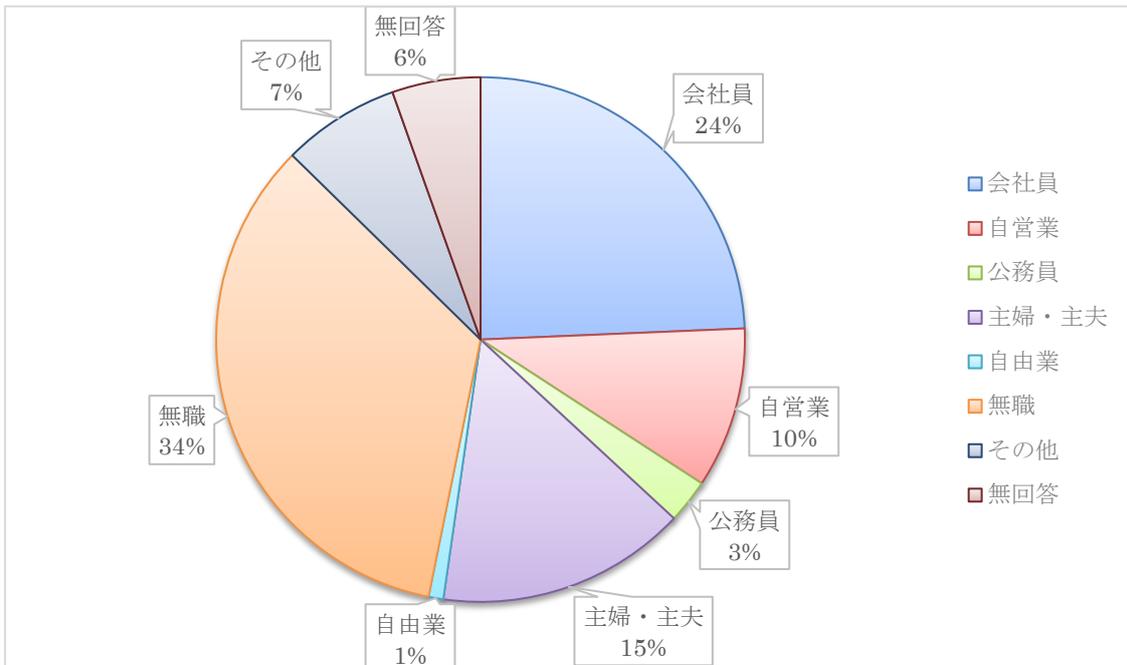
(2) 性別

男性 60人 女性 51人



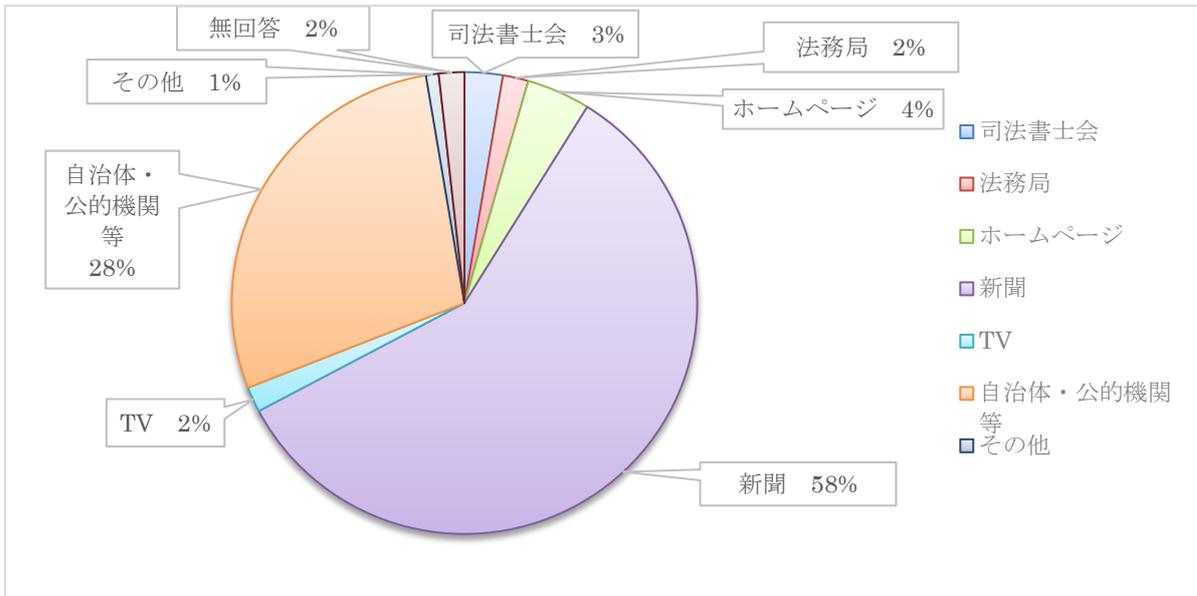
(3) 職業

会社員 27人 自営業 11人 公務員 3人
主婦・主夫 17人 自由業 1人 無職 38人
その他 8人 無回答 6人



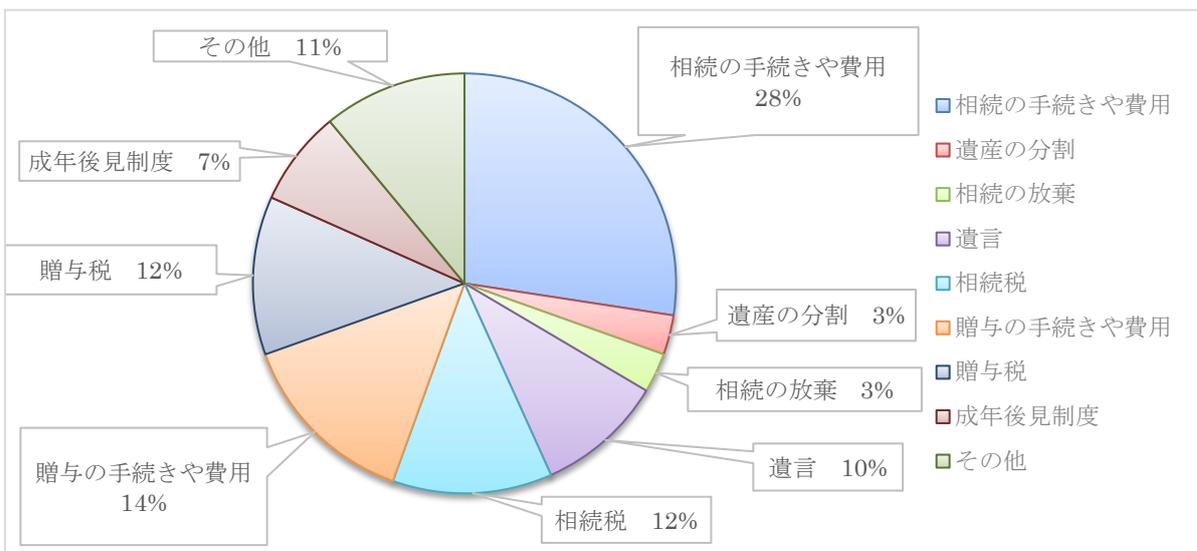
(4) 相談会を何で知ったか (複数回答あり)

司法書士会	3人	法務局	2人	ホームページ	5人
新聞	66人	TV	2人	自治体・公的機関等	32人
その他	1人	無回答	2人		



(5) 相談内容 (複数回答あり)

相続の手続きや費用	45件	遺産の分割	5件	相続の放棄	5件
遺言	16件	相続税	20件	贈与の手続きや費用	23件
贈与税	20件	成年後見制度	12件	その他	18件



5 相談内容のうち主なもの

- (1) 遺言書の書き方・作成方法について知りたい。
- (2) 相続登記の手続きについて知りたい。
- (3) 生前贈与（贈与税含む）について知りたい。
- (3) 相続税について知りたい。
- (4) 死亡した父に借金があるので相続放棄がしたい。
- (5) 住宅取得資金の贈与について知りたい。
- (6) 相続人の一人が未成年の場合の手続きを知りたい。
- (7) 成年後見制度について知りたい。
- (8) 成年後見申立についての意見書が届いたがどうしたらよいか。

6 実施した感想・コメント・今後の対応

本年度は、昨年同様、新型コロナウイルスの感染対策として完全予約制で実施しました。昨年度の予約方法は電話のみで行いましたが、本年度は、インターネット予約（当会ホームページにて実施）も併用して実施しました。

実施時期は、全国的にも、新型コロナウイルスの新規感染者数が激減していた状況もあったのか、県内7会場のうち、5会場において相談者数が増加し、全体としても、前年と比較して大幅に相談者数が増加しました。特に長野会場は前年の2倍、上田会場に至っては前年の4倍でした。

増加に至る要因としては、前述の新型コロナウイルスの感染状況に加え、昨年度の当会及びリーガルサポートながのの2団体のみでの実施から、税理士会との合同での開催に戻すことができたことが最も大きいのではないかと感じるとともに、税理士会と合同で行うことの重要性を深く感じました。

ご相談後は、満足して帰られる相談者も多く、非常に充実した相談会となったと感じております。コロナ禍において、積極的に参加していただいた税理士会に感謝申し上げるとともに、当会としても司法書士の社会的責任を果たせたのではないかと思います。

また、相談内容については、例年と同様、相続や生前贈与についての一般的な相談から、相続税・贈与税に関する相談に加え、成年後見制度に関する相談も増え、市民の方の成年後見制度に対する関心が高まっている結果ではないかと感じております。相続の問題についても、関心が高い問題であり、今回のような相談会は定期的に実施していく必要があると感じています。

長野県司法書士会では、司法書士の社会的責任を果たすため、コロナ禍の中でも市民に必要とされる事業を引き続き実施してまいります。